

## 2016年度登録作業について

### ●はじめに

平素は、日本陸上競技界発展のために格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、2016年度の登録作業に先立ち、確認事項、お願い事項、よくある質問などをまとめましたので、ご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

### <登録作業における注意事項など>

### ●登録システムに関する問合せ先について

操作方法に関するご質問にご回答するサポートセンターを設けています。  
メール、またはお問い合わせフォームよりご質問をお受けしています。

E-mail : support@start.jaaf.or.jp  
フォーム : <https://start.jaaf.or.jp/support/>  
電話 : 03-5459-3841

#### 【お願い】

- ①県の受付期間、登録番号についてお問い合わせを頂く事がよくあります。サポートセンターでは回答できませんので、団体・会員への案内には、必ず県の問合せ先も併記くださるよう、ご協力をお願い致します。
- ②パスワードの再発行は、Webシステムで行うことができます。ログイン画面下の「パスワードを忘れた方はこちら」よりアカウントパスワード・システムにご登録のメールアドレスをご入力いただくことで、再設定することが可能です。

※3月1日から～7月29日（平日10時～17時）は、電話窓口を開設しています。  
年度初めは、電話が繋がり辛い事もあるので、メールのお問い合わせにご協力ください。

### ●大会エントリーのWeb化に伴う登録の徹底・データの正確化

2014年度より、登録データを活用した大会のWebエントリー受付を導入しました。今後、陸連主催大会を中心に、順次対象の大会を増やしていく予定です。

- ・登録をしているはずだが、システムには登録されていなかった
- ・登録データが誤っているため（生年月日等）出場選手が陸連登録の有無を照合出来ないというお問い合わせをいただくことが多くありました。今一度、Web登録の徹底と、正確なデータの登録にご協力をよろしくおねがいします。

### ●登録システムにおける会員の退会について

これまで退会作業はサポートセンターにて受付をしておりましたが、2015年度より各都道府県陸協（支部は含まない）におきまして、退会作業を行っていただけるようになりました。（会員一覧より会員の詳細画面を開くと退会ボタンが表示されますので、そちらをクリックしますと退会させることができます。）

これに伴い、今後サポートセンターに退会の申請がありましたら、各都道府県にご申請いただくようご案内致しますので、各都道府県にてご対応の程よろしくお願いいたします。

## ●登録済み会員の移籍について

2014年度まで、登録会員の他県への移籍は、承認書（書面）で行っていました。

前述の通り、各都道府県で退会作業を行えるようになったことで、承認書（書面）による移籍手続きは廃止し、webだけで移籍手続きを完了と致します。

詳細は、後述の「一般のカテゴリーの登録 他県への移籍」をご参照ください。

## ●通称名の使用について

2012年12月14日の理事会で「氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。」と規定されました。

（「登録会員の「通称名登録」の申請方法について）をご確認ください

## ●登録番号一括削除機能について

2014年度より登録番号の一括削除機能が追加されました。削除は各都道府県・支部の登録担当者がシステム利用開始する前（申請可能になる前）に削除してください。使用方法は別紙「管理者向け操作マニュアル」をご確認ください。

**削除可能期間：2016年2月24日(水)13:00～2月29日(月)13:00まで**

## ●クラブ名に商品名は使えません！

定款細則第4条（加入団体）により、商品名を加入団体名に使用できません。

本連盟でも加入団体名をチェックいたしますが、各県ご担当者様におかれましても、所属のクラブ名称をご確認頂き、該当するものがある場合は、ご変更頂きますようご指導ください。よろしくお願ひします。

## ●2016年度の登録の申し込みは12月22日（木）までです！

2016年度の登録受付は「12月22日（木）18:00まで」です。ご担当の皆様におかれましては、ご周知いただきますよう、よろしくお願ひします。

## ●5名未満の例外規定がなくなっております（一般団体のみ）

1団体の構成人数について、5名未満でも所属を名乗ることができる例外規定が撤廃されています。2015年度登録より、一般団体で初回の登録時に、申請者リストに5名以上の会員がいないと申請が行えません。（申請人数が足りません、という表示が出ます）

## ●団体名で使用できる文字

加入団体名称に使用できる文字や記号は次の通りです。使用できない文字や記号が使用されている場合は、変更を求めてください。

文字：商業登記規則等に準じた「ひらがな」「カタカナ」「漢字」「ローマ字（小文字・大文字）」「アラビア数字」

記号：「&（アンパサンド）」「－（ハイフン）」「・（中点）」

- ・上記符号は字句を区切る際の符号として使用する場合に限り認めるものとし、団体名の先頭または末尾に用いることはできない。
- ・ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできる。

## ●中学生・高校生の複数登録

中高生が学校以外（クラブチーム等）で登録する場合は、一般の扱いになります。  
中高生につきましては、一般団体・個人と中学・高校の複数（二重）登録が認められています（登録会員規程第8条）。二重登録を希望する生徒は、名寄せ画面にて「二重」を選択してください。

## ●登録氏名、性別など

登録申請においては「氏名、性別、生年月日などを正確に届け出るものとする」となっています。免許証、健康保険証などに記載されている情報と異なる情報で登録する場合は、本連盟に届け出て承認を得てください。（例：芸名などを使用する場合）

## ●外国人の登録

外国人の登録において「6ヶ月以上居住していること」の規程が廃止されています。実業団、学連、高体連、中体連で独自に規制期間を設定している場合は、それに従ってください。

## ●データバンク料

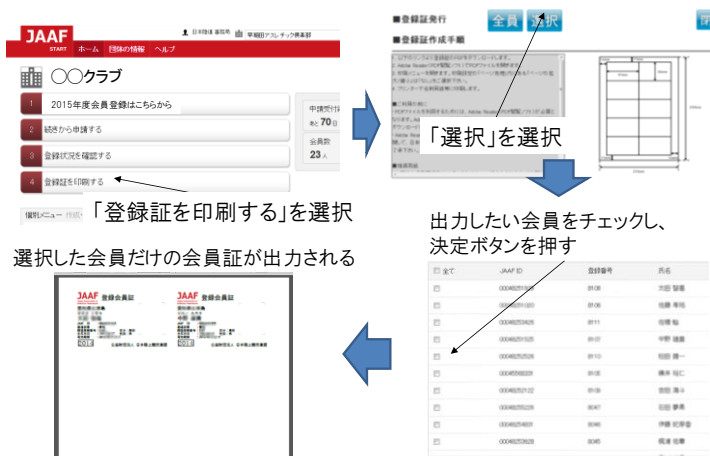
2016年度もデータバンク料として、一般：100円/人、中学・高校：50円/人を、2017年2月頃にご請求いたします。

## ●登録データ検索システム

登録の完全 web 化に伴い、2014年度より他県の登録情報がチェックできる「登録データ検索システム」を導入しています。既にアカウントをお持ちの都道府県は、2016年度も引き続き同じアカウントでご利用頂けます。お持ちでない都道府県で利用を希望される場合は、陸連事務局登録担当までお問い合わせください。

## ●会員証出力機能について

2014年度より、会員証 PDF 出力機能が改修され、会員証の出力が可能になっています。



## ●システムの変更点について

2016年度システムより、各団体情報として必須であった連絡責任者（または顧問）の Email アドレスの有効性確認を毎年、年度初回ログイン時のみ行います。全ての団体が対象となりますので、ログイン後に画面に従って有効性の確認をお願い致します。詳しい手順は、2月中旬頃より日本陸連ホームページの「登録について」の中で、ご案内させていただきます。

## <目次>

○web登録申請にあたり	p 2
・2016年度システム利用開始時期	
・アカウントコード・パスワードについて	
・名寄せ（二重登録防止チェック機能）仕様について	
・略称・メールアドレス 再登録のお願い	
○全般的なこと	p 4
・登録の締め日	
・データバンク料の支払い	
○一般のカテゴリーの登録	p 5
・登録が必要な人とは？	
・1団体の構成人数	
・個人登録者	
・同一県内での団体の移籍	
・他県への移籍	
・加入団体の名称	
○大学生の登録	p 6
・データバンク料	
・ふるさと制度	
○高校生の登録	p 6
・学校に部活動がない高校生が登録を求めてきたら	
・複数登録（二重登録）	
○中学生の登録	p 7
・地域クラブで活動している中学生が登録を求めてきたら	
・複数登録（二重登録）	
<付録>	
・登録会員の「通称名登録」の申請方法について	p 8～9
・定款細則（登録関係抜粋）	p 10
・登録会員規程	p 10～13

## ○w e b 登録申請にあたり

### ・2016年度システム利用開始時期

2016年度システム利用開始は、承認者が2月24日、申請者が2月29日の予定です。

承認権限のアカウントを持たれる方（都道府県陸協・高体連・中体連、陸協・高体連支部）は、申請者がログインする前（2月24日13時～29日13時）に一度ログインしていただき、登録番号のリセット（必要な都道府県のみ）、各都道府県の受付期間の変更を行ってください。

### ・アカウントコード・パスワードについて

一般団体におきまして、アカウントコードとパスワードの情報は、2015年度と同じものを継続してご利用いただけます。各団体で設定したパスワードを紛失された場合は再発行となるため、ログイン画面下の「パスワードを忘れた方はこちら」からシステムより自動再発行をするか、サポートセンターへお問い合わせください。

高校・中学・定通制高校については、別途各都道府県高体連・中体連を通じて、リセットしたパスワードを配布しますので、そちらをご利用ください。（学校の場合、顧問が変わることが多く、引継ぎがされないことが多いための措置です。）

### ・アカウントコードの配布について

2014年度より、一部大会におきまして、会員登録システムを利用した大会エントリーを開始致しました。（今後も対象大会を拡充する予定です。）都道府県によっては、都道府県管理団体のアカウント（承認用アカウント）を団体（学校）に配布し、成り代わりで申請をさせている都道府県も見受けられました。都道府県アカウントからの成り代わりでは、大会エントリーを行うことができません。（上部のメニューバーに「大会エントリー」というメニューが表示されません。）必ず、各団体（学校）にアカウントをお配りくださいますようお願い致します。

### ・名寄せ（二重登録防止チェック機能）仕様について

現在の仕様では、同一年度に同姓同名、同性別、同生年月日であった場合は、別人として登録出来ません。仮に、同姓同名の別人である場合は、サポートセンターまでお問い合わせください。また同一年度で既に登録されている場合は、その団体で退会処理を行わない限り、別の団体に登録（移籍）することができない仕様となっております。

但し、一般個人・団体と中学・高校の組み合わせでは二重登録が認められています。そ

の場合は、名寄せ画面で「二重」という選択肢が表示されますので、「二重」をご選択ください。

・メールアドレス/略称 登録のお願い

システムに団体を初期登録する際に、略称に「\*\*\*」（アスタリスク）、メールアドレスにダミーメールアドレス（[dummy@start.jaaf.or.jp](mailto:dummy@start.jaaf.or.jp)）を設定させて頂いている場合があります。現在もそれらを変更せずにお使いになっている都道府県・団体があります。誤ったメールアドレスや存在しないメールアドレスをご入力しておられる団体も見受けられます。

メールアドレスは、管理団体から連絡を取る際、システムからの通知メールを送信する際、パスワードを忘れた場合に再発行する際、などに必要となる情報です。

年度始めに初めてログインする際に、団体情報・連絡責任者情報を確認する画面が表示されますので、必ず正しい情報であるかご確認ください。

また、略称は大会にエントリーする際に重要な情報ですので、登録をお願い致します。

## ○全般的なこと

・登録の締め日（登録会員規程第7条）

2016年度受付締切：12月22日（木）18：00まで

高校生登録：【前期】 5月30日（月）18時00まで

【後期】 10月28日（金）18時00まで

中学生登録： 7月29日（金）18時00まで

※高校生登録・中学生登録の締め切りは現在調整中につき予定となります。

別途高体連・中体連からのご案内でご確認ください。

・データバンク料の支払い

2016年度も2017年2月上旬にまとめてご請求させていただきます。

★学連登録者のデータバンク料

日本学連からの申し出により、学連登録者のデータバンク料は、本連盟に全額入金され、上記一般・高校・中学のデータバンク料請求時に、差し引きで精算させていただきます。

## ○一般カテゴリーの登録

- ・登録が必要な人とは？

競技者として競技を行う者はもちろん、審判しか行わない者も登録が必要です（公認審判員規程第2条）。本連盟では競技者登録、審判登録という区分けはありません。すべて同じ登録です。近年、一般登録の人数より、公認審判員の人数が多い都道府県があるようですが、本来おこり得ないことですので、審判員も必ず登録するようにチェックしてください。

- ・1団体の構成人数（一般団体のみ）

1団体の構成人数は、5名以上必要です。

2015年度より、当年度初めて申請する際に、5名以上の申請でないと申請を行うことができなくなっています。

- ・個人登録

個人で登録したい方（従来の個人登記者）は個人登録という名称になります（登録会員規程第6条）。この場合所属名は「〇〇陸協」という表現のみが使用できます。

- ・年度途中の同一県内の団体への移籍

登録会員規程第8条の「同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない」は「2重登録を禁止する」という意味なので、団体の移籍は可能です。

2015年度より、都道府県陸協において web 上で会員の退会を行えるようになっていきます。同一県内の移籍は、まず、従前の団体からの退会手続きを web 上で完了させてください。その後、移籍先の団体は、新たに登録申請を行い、名寄せで「移籍」を選択のうえ申請を行ってください。

- ・年度途中の他県への移籍

登録会員規程第9条に「会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6ヵ月を経過しないと競技会に出場できない」と規定しています。他県へ移籍した場合は、原則6ヶ月間競技会に出場できません。

但し「新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。」とあります。これまで、「書面」によって両県の確認を行っていましたが、2015年度から所属先の県陸協が退会処理（退会手続き）を行うことで移籍を承認したものとみなすことにし

## ています。

他県への移籍は、まず、従前の都道府県陸協が退会手続きを web 上で完了させてください。その後、移籍先の団体は、新たに登録申請を行い、名寄せで「移籍」を選択のうえ申請を行ってください。

### ・加入団体の名称

加入団体の名称は、定款細則第4条に定める通りとなります。

(ご参考：定款細則第4条)

第4条 加入団体とは、5名以上をもって組織し、拠点を有する加盟団体に登録した団体とする。

- 2 郡市区町村の陸上競技界を統轄する団体も加入団体とし、当該郡市区町村名を冠した陸上競技協会とする。その名称には「郡」「市」「区」「町」「村」を付す。
- 3 前項以外の加入団体の名称は、連盟及び陸上競技協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本連盟が適当でないと考えられる名称は使用できない。これに基づき、団体の名称の変更をお願いする場合があります。また各都道府県陸協で受け付ける際にも、チェックしてください。  
(「〇〇ちゃん大好き」のようなものは適当でないと考えています。)

## ○大学生、大学院生の登録

### ・データバンク料

日本学連からの申し出により、学連登録者のデータバンク料は、一旦日本陸連で徴収して、お支払いいたします。具体的には前述一般・高校・中学のデータバンク料請求時に、差し引く形をとらせて頂いております。

### ・ふるさと制度

大学生は、国体のふるさと制度実施に伴い、選択可能な都道府県が、居住地か「ふるさと」(日本体育協会への「ふるさと」申請が必要)のどちらかになっています。

大学所在地の選択肢はありません。

陸連、学連の登録ルールとはまったくリンクしておりませんのでご注意ください。

## ○高校生の登録

### ・学校に部活動がない高校生が登録を求めてきたら

学校に部活動がなく、高体連としての登録ができない高校生が登録する場合は一般の扱



いになります。この場合インターハイ予選など高体連主催の大会には出場できません。  
県選手権やジュニア選手権・ユース選手権の予選には出場できます。  
地域スポーツクラブでの登録の際もこの扱いです。

・複数登録（二重登録）

高校生の複数（二重）登録を認めております（登録会員規程第8条）。「中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる」という表現になっています。

また当然のことながら高体連主催の大会（インターハイ、インターハイ予選など）には学校の所属でないと出場できません。

また、2012年度より登録システムにおいて、「高校」（全日制・高体連登録）と「定通制高校」（高体連定時通信部登録）を区分して学校登録しています。定通制のアカウントは、高校のアカウントとは別となり、例年4月下旬に、全国高等学校定時制通信制陸上競技大会の申込書と一緒に、各都道府県の高体連理事長宛に郵送されます。定通制登録を行う生徒は、アカウントの到着後、登録してください。（例年、全日制登録をしてしまった後にアカウントが届き、定通制に変更したいというお問い合わせを数件頂いております。）

なお、定通制の生徒であっても、インターハイの出場を目指す選手は、高体連登録が必要となるので、全日制高校のアカウントでご登録ください。

## ○中学生の登録

・地域クラブで活動している中学生が登録を求めてきたら

**一般の扱い**で処理してください。県選手権やジュニアオリンピックの予選などはこの登録での扱いになります。

・複数登録（二重登録）

中学生の複数（二重）登録を認めております（登録会員規程第8条）。「中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体（クラブなど）の両方に登録することができる。この場合、同一競技会（予選大会から全国大会まで通して）には、いずれか一方の所属でのみ出場できる」という表現になっています。

また当然のことながら全日本中学校陸上競技選手権大会・全国中学校駅伝大会（予選会から全国大会まで）には一般のクラブの所属では出場できません。

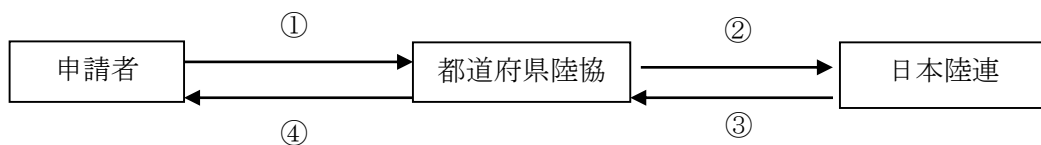
## 登録会員の「通称名登録」の申請方法について

2012年12月13日の本連盟第10回理事会で承認された登録会員規定第2条第3項「氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。」に関して、その具体的な対象者、申請方法について次のように定める。

### <対象者>

- ・何らかの理由により、通称名登録を希望するもの

### <申請・通知方法>



- ① 申請者は都道府県陸協に別紙1（通称名登録の申請書）を提出  
※当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足りる資料を添付する。
- ② 都道府県陸協は申請が妥当と判断したものにつき日本陸連へ申請書を提出
- ③ 日本陸連で審議後、都道府県陸協に結果を通知する
- ④ 都道府県陸協は申請者に結果を通知する

### <申請承認後>

- ・加盟団体及び本連盟にて承認された申請者は、通称名で登録を行い、Web登録システム内の備考欄に「本名」の記載をする。

\_\_\_\_\_ 陸上競技協会 御中

年 月 日

## 通称名登録の申請書

通称名での登録希望につきまして、下記にその理由を申し上げます。

<申請者>

申請者氏名	姓	名		
通称名 (登録希望名)	姓	名		
所属団体名				
住所	〒			
連絡先	電話		FAX	
<u>別名登録を希望する理由</u>				

申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示する必要がある。

	加盟団体	日本陸上競技連盟
決裁	承認 否認	承認 否認
承認日	年 月 日	年 月 日
理由		
決裁者	_____ 陸上競技協会	日本陸上競技連盟

# 公益財団法人日本陸上競技連盟定款細則 (登録関係抜粋)

(加入団体)

第4条 加入団体とは、5名以上をもって組織し、拠点を有する加盟団体に登録した団体とする。

- 2 郡市区町村の陸上競技界を統轄する団体も加入団体とし、当該郡市区町村名を冠した陸上競技協会とする。その名称には「郡」「市」「区」「町」「村」を付す。
- 3 前項以外の加入団体の名称は、連盟及び陸上競技協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本連盟が適当でないと考え名称は使用できない。

## 登録会員規程

### 第1章 総則

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録した者を本連盟の登録会員とする。

(遵守事項)

第2条 登録会員は、国際陸上競技連盟（以下IAAFという）並びに本連盟が定めるすべての規約に従わなければならない。

- 2 登録会員は、本連盟倫理に関するガイドラインを守り、陸上競技及び本連盟を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。
- 3 登録申請にあたっては、氏名・性別・生年月日・住所（主な居住地としている場所をいう）等を正確に届け出るものとする。ただし、氏名については、本連盟の許可を得た上で、本名に代えて広く通用している通称名を登録事項とすることができる。

(登録会員の肖像使用)

第3条 登録会員のうち、本連盟強化指定競技者並びに日本代表選手団員が肖像利用、メディア活動などを行う場合は別に定める規則に従うものとする。

### 第2章 登録手続き

(都道府県陸協)

第4条 本連盟定款細則第2条に定める団体をいう。

(加入団体)

第5条 本連盟定款細則第4条に定める団体をいう。

- 2 定款細則第4条1項に定める拠点とは、連絡先住所を有し、実質的な活動を行っている場所とする。
- 3 定款細則4条1項に関わらず、中学、高校、大学は5名未満でも加入団体を組織することができる。

(登録の種類)

第6条 団体登録 : 加入団体に所属しておこなう登録。団体登録会員は加入団体が所属する都道府県陸協の所属となる。団体登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する加入団体名となる。

個人登録 : 個人でおこなう登録。個人登録会員は居住、もしくは勤務している地域の都道府県陸協の所属となる。個人登録会員のユニフォームやプログラムなどへの所属表記は所属する都道府県陸協名となる。

中学生登録 : 日本中学校体育連盟 (以下中体連という) 登録競技者

高校生登録 : 全国高等学校体育連盟 (以下高体連という) 陸上競技部および定通制部登録競技者

大学生登録 : 日本学生陸上競技連合 (以下日本学連という) 登録者。日本学連加盟校の学生の登録は、次のうちのいずれか一つの都道府県陸協を選択する。

(1) 出身高等学校所在地

(2) 大学所在地 (大学所在地が複数の都道府県にまたがる場合は学生の在学している学部、学科のある都道府県)

(3) 居住地

(登録の期間)

第7条 登録は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 前項に関わらず、当該年度の登録申請は毎年12月24日までとする。

(二重登録の制限)

第8条 同一年度内において2つ以上の加入団体から登録することはできない。また、2つ以上の都道府県陸協に登録することもできない。

ただし、中学生、高校生に関しては、通学している学校とそれ以外の加入団体 (クラブなど) の両方に登録することができる。この場合、同一競技会 (予選大会から全国大会まで通して) には、いずれか一方の所属でのみ出場できる。

(所属の変更)

第9条 登録会員が都道府県陸協の所属を変更した場合は、6カ月を経過しないと競技会に出場できない。

ただし、転勤・出向などの理由で、新旧都道府県陸協がその所属の変更を止むを得ないものと認めた場合はこの限りでない。その場合は、変更の理由を証する書面ならびに新旧都道府県陸協の承認書を添付して、変更後の都道府県陸協が本連盟に変更申請しなければならない。

(登録の手続き)

第10条 本連盟が定める所定の手続きにより登録を行う。

(外国人の登録)

第11条 日本に居住している外国人は、都道府県陸協の審査を経て本連盟の登録会員となることができる。ただし、中学生登録、高校生登録、大学生登録に関しては、中体連、高体連、日本学連の規程による。外国人の登録は、本来所属すべき国またはテリトリー（領土）の陸上競技連盟の事前承認なしに登録することはできない。

### 第3章 競技会の出場

(国内競技会への出場)

第12条 登録会員は、本連盟が公認する陸上競技会に出場することができる。

(国際競技大会への出場)

第13条 登録会員が国際競技大会へ出場する場合は、IAAF競技会規則第4条を適用する。

(代表出場権)

第14条 登録会員は、本連盟、その地域を管掌する地域陸協、都道府県陸協並びに所属加入団体以外のもを代表して競技会に参加することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本連盟が主催する国民体育大会、全国都道府県対抗男子駅伝及び全国都道府県対抗女子駅伝においては、それぞれの大会要項に定める参加資格を適用する。

### 第4章 個人情報

(登録会員の個人情報)

第15条 登録会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することができる。

### 第5章 登録会員に対する処分

(登録会員に対する処分)

第16条 登録会員が本規程第2条に違反した場合は、資格停止・除名などの処分の対象となり得る。

- 2 前項に基づく登録会員の処分を審査、決定するために、資格審査委員会を設けるものとする。

附則 2013年3月12日改定